平成２６年（フ）第３３７号
神戸市北区星和台１丁目３番地の14
破産者　松島　俊哉
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４４号
神戸市須磨区車字長者平904番地の１　市住２―508号、従前の住所神戸市長田区長者町２番１号
破産者　糟谷　亨子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０号
長崎県長崎市銭座町15番23―106号
破産者　浦山　伸也
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９６号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目１番４号　小西ビル302、破産手続開始決定時の住所兵庫県宝塚市伊子志２丁目１―４　小西ビル302号
破産者　西里　　武
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３４０号
北海道上川郡東神楽町ひじり野北１条６丁目５番８―108号
破産者　加藤　和昭（旧姓鈴木・柴田・嵯峨）
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２３号
北海道旭川市春光５条８丁目13番10号
破産者　鎌仲　邦男
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３１号
北海道紋別郡興部町字北興563番地の６
破産者　櫻木　晴奈（旧姓上田）
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
秋田県男鹿市脇本脇本字中野44番地４
破産者　小松　靖彦
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２号
秋田県男鹿市脇本脇本字中野44番地４
破産者　小松　由希
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２号
秋田県北秋田市大町４番33―２号、前住所秋田県北秋田市坊沢字深関街道下36番地８
破産者　工藤　明子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１６号
秋田県大館市字新町58番地
破産者　髙橋　友史
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１６３号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目21番２、開始決定時の住所山形県上山市関根字下原202番地の３
破産者　梅津　邦彦
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１０号
山形県東根市大字東根甲643番地
破産者　柴田　秀喜
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
山形県米沢市大字簗沢3046　サンプラザ米沢、住民票上の住所山形県米沢市大字簗沢3423番地　サンリヴェール米沢
破産者　中村　　稔
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１３６号
埼玉県ふじみ野市池上１番12号　リオ・ヴェルデ上福岡201
破産者　松野　浩司
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３５号
金沢市泉３丁目10番36号　スプリングフラット412
破産者　横山　一之
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１４７号
石川県白山市末広２丁目66番地　ガーデンハウスさつき15号室、従前の住所石川県白山市中成１丁目166番地
破産者　山瀬　喜一
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
長野県大町市大町1877番地５、開始決定時の住所長野県大町市常盤6852番地67
破産者　内川　芳三
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部